

作成基準日：2012年 7月 27日
資料作成日：2012年 7月 30日

チャイナ・ディスカバリー・ファンド <愛称> 神龍(シェンロン)

追加型投信／海外／株式

投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預金等と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

- 当週次運用レポートは2012年7月30日作成分(作成基準日:2012年7月27日)をもって終了させていただきます。長い間当レポートをご利用いただきましてありがとうございました。当ファンドの運用状況等については引き続き月次運用レポートをご覧ください。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

加入協会：社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前9:00~午後5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

チャイナ・ディスカバリー・ファンド 《愛称》神龍(シェンロン) 追加型投信/海外/株式

ファンドの投資方針・特色

主として、中国および中国関連企業の株式を投資対象とし、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

中国人の視点によりボトムアップを重視した現地企業調査を徹底的に行い、銘柄を厳選します。

運用にあたっては、中国市場に精通した国泰君安アセット(アジア)に中国および中国関連企業の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

外貨建資産の為替ヘッジは原則として行いません。

ファンド概況

【概要】

設定日	2006年5月30日
償還日	2016年5月29日
決算日	毎年5月29日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	純資産総額に対して年1.9425%(税抜1.85%)

【基準価額および純資産総額】

	2012年7月27日	2012年7月20日
基準価額(円)	6,018	6,303
純資産総額(百万円)	711	753

【信託財産の状況】

	2012年7月27日
外国株式(現物)	93.27%
株式先物	—
コール等その他	6.73%
組入銘柄数	48

※ 上記比率は純資産総額に対する割合

【基準価額の騰落率】

	ファンド
1週間前比	-4.52%
1カ月前比	-8.62%
3カ月前比	-20.58%
6カ月前比	-14.70%
1年前比	-35.98%
3年前比	-37.83%
設定来	-24.83%

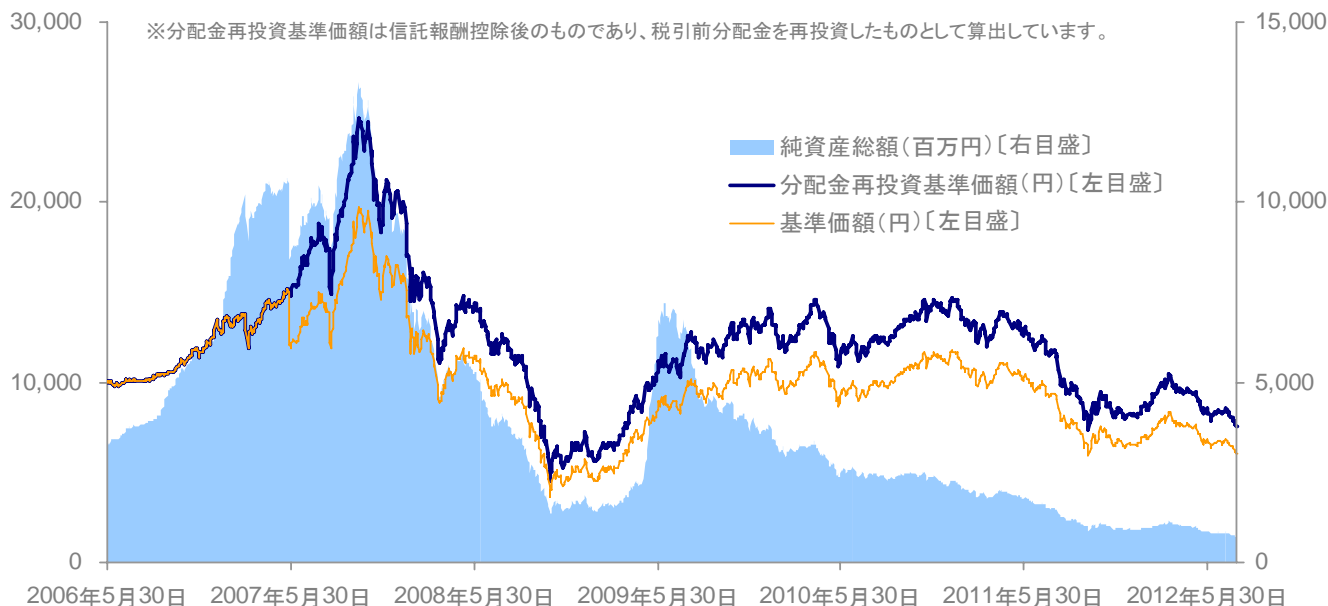
※ 基準価額の騰落率は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

【分配金の実績】

第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	設定来累計
'08年5月	'09年5月	'10年5月	'11年5月	'12年5月	
0	0	0	0	0	3,000

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円) ※分配金は増減したり、支払われないことがあります。

基準価額と純資産総額の推移



1ページ目の「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

チャイナ・ディスカバリー・ファンド

《愛称》 神龍 (シェンロン)

追加型投信/海外/株式

組入株式の状況

【組入上位10業種】

	業種	組入比率
1	小売	29.72%
2	耐久消費財・アパレル	12.59%
3	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.51%
4	食品・飲料・タバコ	8.28%
5	不動産	7.86%
6	家庭用品・パーソナル用品	4.95%
7	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.58%
8	食品・生活必需品小売り	4.34%
9	資本財	3.29%
10	素材	2.60%

※ 上記比率は純資産総額に対する割合

【組入上位10銘柄】

	銘柄名	通貨	業種	組入比率
1	COSTIN NEW MATERIALS GROUP	香港ドル	耐久消費財・アパレル	8.64%
2	CHINA ALL ACCESS HOLDINGS	香港ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.51%
3	GOLDEN EAGLE RETAIL GROUP	香港ドル	小売	7.80%
4	HENGDELI HOLDINGS LTD	香港ドル	小売	7.39%
5	BIOSTIME INTERNATIONAL HOLDI	香港ドル	食品・飲料・タバコ	7.19%
6	SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	香港ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.58%
7	BEIJING JINGKELONG CO LTD-H	香港ドル	食品・生活必需品小売り	4.34%
8	SPG LAND HOLDINGS LTD	香港ドル	不動産	3.89%
9	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	香港ドル	不動産	3.45%
10	CHIGO HOLDING LTD	香港ドル	耐久消費財・アパレル	3.38%

※ 組入比率は純資産総額に対する割合

※ 作成基準日時点の評価において、BOSHIWA INTERNATIONAL HOLDIN (保有比率1.79%)、SHIRBLE DEPARTMENT STORES (保有比率1.63%)が売買一時停止銘柄となっております。

市場動向

株価指数の推移



※ データ出所 : Bloomberg

香港ドルレート(対円)の推移



※ 為替レートはTTM(対顧客電信売買相場の仲値)

1ページ目の「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

【投資リスク】

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、海外の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

<p>株価変動リスク</p>	<p>株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p>
<p>為替変動リスク</p>	<p>外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。</p>
<p>中国市場特有のリスク</p>	<p>中国市場における証券市場・取引所、企業開示・財務会計の基準、法制度等はわが国と異なります。また、中国の証券市場・取引所においては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあります。このような場合は社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。</p>

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。)) を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

チャイナ・ディスカバリー・ファンド 〈愛称〉 神龍

【手続・手数料等】

■ お申込メモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	申込みの受付は、販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとします。
購入・換金申込不可日	香港証券取引所の休業日にあたる場合は、申込みの受付を行いません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2006年5月30日から2016年5月29日
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎年5月29日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 (注)当ファンドには、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	2,000億円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	決算時および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

チャイナ・ディスカバリー・ファンド 〈愛称〉神龍

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.15% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 年 1.9425% (税抜 1.85%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。			
	(年率)			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	1.9425% (税抜 1.85%)	1.2075% (税抜 1.15%)	0.63% (税抜 0.60%)	0.105% (税抜 0.10%)
	※国泰君安アセット(アジア)に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。			
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して…………… 10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…………… 10%

- ・2013年1月1日から10.147%の税率となる予定です。
- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
- ・法人の場合については上記と異なります。
- ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 三井住友信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社 国泰君安アセット(アジア)
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

●お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
証券会社	東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	日本証券業協会
	ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	日本証券業協会
	西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	日本証券業協会